

別紙3中、1. (1) ②イの次表を次のとおり改める。

区間	車種		
	普通車	大型車	特大車
藤沢～茅ヶ崎中央	291.263	446.602	1,095.239
藤沢～茅ヶ崎西	291.263	446.602	1,095.239
茅ヶ崎中央～茅ヶ崎西	97.088	145.632	349.515
茅ヶ崎西～茅ヶ崎海岸	97.088	145.632	349.515
茅ヶ崎西～大磯	291.263	446.602	1,095.239
平塚～大磯	291.263	446.602	1,095.239

(注1) 上表において「普通車」、「大型車」及び「特大車」とあるのは、それぞれ別添1-2の自動車の車種区分をいう。

(注2) 供用されていない区間の料金の額については、供用開始の日から適用する。

別紙3中、1. (1) ⑤口のうち、「第13条第1項第6号」を「第13条第1項第7号」に改める。

別紙3中、1. (2) ①口(二)を削る。

別紙3中、1. (2) ②口(イ)のうち、「平成27年3月31日」を「平成28年3月31日」に改める。

別紙3中、1. (2) ⑥ハを削る。

別紙3中、1. (2) ⑦イのうち、「及び平成26年4月28日」を削る。

別紙3中、1. (2) ⑦口(イ)のうち、「(平成26年4月1日から平成26年6月30日までの割引率は50パーセント)」を削る。

別紙3中、1. (2) ⑦口(ロ)のうち、「(ただし、平成26年4月1日から平成26年6月30日までは50)」を削る。

別紙3中、1. (2) ⑩ニを次のとおり改める。

ニ 対象インターチェンジ

Aインターチェンジ	東海環状自動車道の各インターチェンジ。
Bインターチェンジ	第一東海自動車道の豊田インターチェンジから小牧インターチェンジまでの間の各インターチェンジ、東海北陸自動車道の一宮西インターチェンジから美濃インターチェンジまでの間の各インターチェンジ、第二東海自動車道横浜名古屋線の岡崎東インターチェンジから名古屋南インターチェンジまでの間の各インターチェンジ並びに中央自動車道西宮線の土岐インターチェンジから小牧ジャンクションまでの間の各インターチェンジ及び一宮インターチェンジから関ヶ原インターチェンジまでの間の各インターチェンジ。ただし、東海環状自動車道の東員インターチェンジから四日市北ジャンクションまでの間が供用した場合は、近畿自動車道名古屋亀山線の名古屋西インターチェンジから四日市ジャンクションまでの間の各インターチェンジ及び近畿自動車道名古屋神戸線の飛島インターチェンジから菟野インターチェンジまでの間の各インターチェンジも対象インターチェンジとする。

別紙3中、2. のうち、「平成62年8月27日」を「平成72年6月22日」に改める。

別紙3中、別添3第二東海自動車道横浜名古屋線(海老名南ジャンクション・東海間)のうち、「額田」を「岡崎東」に改める。